

有価証券の時価等情報（単体）

有価証券関係

(単位 百万円)

満期保有目的の債券

	種 類	2020年度中間期（2020年9月30日現在）			2021年度中間期（2021年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	567	568	1
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	567	568	1
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	9,660	9,374	△ 285	10,138	9,950	△ 187
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	9,660	9,374	△ 285	10,138	9,950	△ 187
合 計		9,660	9,374	△ 285	10,705	10,519	△ 186

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

(2020年9月30日現在)

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(2021年9月30日現在)

子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子法人等株式26百万円、関連法人等株式9百万円）は市場価格がないことから、記載しておりません。

その他有価証券

	種 類	2020年度中間期（2020年9月30日現在）			2021年度中間期（2021年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6,209	1,939	4,269	6,584	1,805	4,778
	債券	155,852	154,027	1,825	177,220	175,826	1,394
	国債	85,891	84,675	1,215	82,682	81,929	753
	地方債	31,824	31,500	323	34,707	34,450	256
	社債	38,137	37,851	285	59,830	59,446	384
	その他	53,997	50,377	3,620	69,727	66,020	3,707
	小 計	216,060	206,344	9,715	253,532	243,652	9,879
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	632	657	△ 25	812	968	△ 156
	債券	54,190	54,489	△ 299	66,284	66,496	△ 211
	国債	11,514	11,615	△ 101	20,604	20,668	△ 64
	地方債	14,231	14,267	△ 35	19,838	19,887	△ 48
	社債	28,444	28,605	△ 161	25,841	25,940	△ 98
	その他	72,411	76,663	△ 4,252	55,204	56,893	△ 1,688
	小 計	127,234	131,811	△ 4,576	122,301	124,358	△ 2,056
合 計		343,294	338,155	5,138	375,833	368,010	7,823

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	2020年度中間期 (2020年9月30日現在)	2021年度中間期 (2021年9月30日現在)
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	595	490
組合出資金	703	687

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象としておりません。

減損処理を行った有価証券

(2020年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式176百万円であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(2021年度中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における重要な減損処理額はありません。

なお、銘柄が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

金銭の信託関係

(単位 百万円)

運用目的の金銭の信託

種 別	2020年度中間期 (2020年9月30日現在)		2021年度中間期 (2021年9月30日現在)	
	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額	中間貸借対照表計上額	当中間会計期間の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	7,957	△ 9	7,929	8

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

その他の金銭の信託

該当ありません。

その他有価証券評価差額金

(単位 百万円)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

種 類	2020年度中間期 (2020年9月30日現在)	2021年度中間期 (2021年9月30日現在)
評価差額	5,138	7,823
その他有価証券	5,138	7,823
その他の金銭の信託	—	—
(△) 繰延税金負債	1,458	2,283
その他有価証券評価差額金	3,679	5,539

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- (1) 金利関連取引…該当ありません。
- (2) 通貨関連取引

(単位 百万円)

区 分	種 類	2020年度中間期 (2020年9月30日現在)				2021年度中間期 (2021年9月30日現在)			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店 頭	為替予約								
	売建	214	—	△1	△1	1,178	—	△14	△14
	買建	42	—	0	0	134	—	0	0
	合 計	—	—	△1	△1	—	—	△14	△14

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

- (3) 株式関連取引…該当ありません。
- (4) 債券関連取引…該当ありません。
- (5) 商品関連取引…該当ありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引…該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。